

令和 7年 9月 16日

【小児慢性特定疾病】医療受給者証の誤記載

国が指定した小児慢性特定疾病に罹患している児童等の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担部分の一部を助成する小児慢性特定疾病医療費助成制度について、本市が発行した医療受給者証に自己負担上限額の誤記載がありました。

1. 概要

(1) 内容

小児慢性特定疾病医療費支給認定の更新手続き(1年更新)において、有効期間が令和7年10月1日からの小児慢性特定疾病医療受給者証を発行し、対象受給者へ順次発送したところ、一部の受給者証に自己負担上限額の誤記載があった。

(2) 誤記載の受給者証発送件数

令和7年8月22日 9件
9月2日 12件 計21件

2. 対応経過

8月22日	・更新医療受給者証31件発送
9月2日	・更新医療受給者証46件発送
9月4日	・未発送分の審査作業中に、市民税額の参照年度を誤り自己負担限度額の判定に誤りがあったことに気付く ・既発送分を含む更新対象219件について精査開始
9月8日	・発送済の受給者証のうち21件に誤記載があったことが判明
9月11日	・該当者を訪問し、謝罪の上、誤記載の受給者証の回収と正しい受給者証の交付を開始(9月12日時点で21件中19件回収済み、2件は回収の約束済み)

3. 原因・再発防止策

(1) 原因

自己負担上限額の判定に必要な市民税額について、4月～6月の新規申請分は令和6年度を参照していたため、7月以降の更新申請についても同様に参照するものと誤認して算定し、発行した。

(2) 再発防止策

事務審査において作業マニュアルの見直しと作業チェックシートを作成することで確認作業を徹底します。

担当:こども家庭課 母子保健係
課長 梅津庄司、課長補佐 平野靖子
電話 024-525-7671(直通)